

国 地 契 第 6 3 号
平成15年12月26日

各地方整備局総務部長 あて

国土交通省大臣官房地方課
公共工事契約指導室長

工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について

工事費内訳書の提出については、これまで「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）等において提出を求めているところであるが、提出された工事費内訳書の確認をより厳正かつ効率的に行うことを目的として下記のとおり試行することとするので遺憾なきよう措置されたい。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条においても建設業者に対する建設工事の見積書の提示義務が定められているところであり、この趣旨にも鑑み厳正に対処されたい。

本試行の検証結果を踏まえ、逐次必要な改正を行う予定である。

なお本試行は、電子入札事務の効率的な実施にも資するものと考えている。

記

I 紙による入札の場合の入札書及び工事費内訳書の提出期限の前倒しについて

1. 方法

(1) 紙による入札の場合の入札書提出期限の特例

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該入札参加者の入札書及び工事費内訳書の提出期限は、開札日の前日とする。

(2) 紙による入札の場合の再度入札の取扱い

①一般競争入札

入札参加者が紙による入札を行う場合には、開札への立会いを求めるものとする。ただし、当該紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも入札は有効として取り扱うものとする。

紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合で、再度入札を行うこととなったときには、当該紙による入札参加者に再度入札への参加意思の有無を確認するものとする。なお、この参加意思の有無の確認は契約担当官又は支出負担行為担当官からの連絡により行うものとする。

②公募型及び工事希望型指名競争入札

入札参加者が紙による入札を行う場合には、開札への立会いを求めるものとする。ただし、当該紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも入札は有効として取り扱うものとする。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱うものとする。

(3) 工事費内訳書の確認

工事費内訳書の確認は、工事費内訳書の提出期限後直ちに行うことができる。

2. 対象

一般競争入札、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札で行うものとする。

ただし、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）の長（以下「部局長」と言う。）が必要と認めた場合には、公募型及び工事希望型以外の指名競争入札であって「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）に基づき工事費内訳書の提出を求めるものを対象とすることができるものとする。

3. 入札公告等への記載

入札公告等に以下の事項を記載するものとする。

(1) 一般競争入札

①入札公告

入札書提出期限。

②入札説明書

入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立会うこと。

紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、契約担当官又は支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

(2) 公募型及び工事希望型指名競争入札

①指名通知書

入札書提出期限。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したのものとして取り扱われること。

4. 提出された入札書等の管理

提出された入札書及び工事費内訳書は、契約担当官又は支出負担行為担当官が厳重に管理するものとする。

II 工事費内訳書の取扱いについて

1. 一般競争入札等における取扱い

「一般競争入札方式の実施について」、「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、技調発第132号）、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成15年3月10日付け国地契第92号）に基づき提出させる工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当する場合について、競争契約入札心得第6条第9号に該当する無効の入札として取扱うものとする。

ただし、別表第4項第1号若しくは第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第9号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

2. 工事希望型指名競争入札等における取扱い

「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）記6において「工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる」と規定しているところであるが、工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合について、競争契約入札心得第6条第9号に該当する無効の入札として取扱うものとする。

ただし、別表第4項第1号若しくは第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第9号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

3. 入札説明書等への記載

入札説明書、指名通知書又は談合情報対応マニュアルに基づき工事費内訳書の提出を要請する文書に、「入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。」旨及び本別表を記載するものとする。

4. 入札参加者への周知

本試行の適用の対象とならない平成16年2月1日前に入札公告又は指名通知が行われた工事についても、別表各項に該当する工事費内訳書を提出した入札参加者に対して、本試行適用後には、原則として無効となる旨伝えるものとする。

別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

附則

1. 本試行は平成16年2月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事を対象として適用するものとする。
2. 本試行の適用の対象とならない平成16年2月1日以前に入札公告又は指名通知が行われた工事のうち、適用日以後開札を行うものについては、全ての入札参加者の同意を得て、紙による入札参加者の入札書及び工事費内訳書の提出期限を開札日の前日とすることができる。